

## 資料 1

# 原子力関係閣僚会議決定を受けて（案）

平成28年3月16日  
原子力規制委員会

## 1. 経緯

本年3月11日に第4回原子力関係閣僚会議が開催され、全国知事会の提言に対する対応方針が確認され、「原子力災害対策の充実に向けた考え方」が決定された。（別添1）

そこでは、「原子力規制委員会においては、全国知事会の提言及び本『原子力災害対策充実に向けた考え方』を受け、専門的・技術的観点から議論を行い、その結果に基づき、必要な対応がなされることを期待したい。」旨記載された。

## 2. 全国知事会の提言とそれに対する原子力関係閣僚会議での対応方針

全国知事会の提言のうち、重点項目は以下のとおりであり、それに対する原子力関係閣僚会議での対応方針は（別添1）のとおり決定している。

- 実効的な避難計画の策定に向けて
  - ・ 国と自治体の役割の明確化
  - ・ 大気中放射性物質の拡散計算の活用
  - ・ 安定ヨウ素剤の配布について
- 事故収束及び被災者支援の充実に向けて

## 3. 原子力規制委員会としての対応

専門的・技術的観点から策定している原子力災害対策指針の考え方などについて、引き続き全国知事会の各種委員会の場等も活用して、地域の理解を十分得られるように努める。特に、大気中放射性物質の拡散計算の活用については、（別添2）のとおり、当委員会の考え方が理解されるよう努める。

また、実用発電用原子炉以外の原子力施設に係る原子力災害対策については、原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催し、検討を進める。原子力災害対策地域連絡会議において、平時から、原子力事業者及び実動組織を含む関係省庁と情報共有を行うとともに、緊急時モニタリング体制については、必要なモニタリング資機材の整備等に努める。

その他、原子力関係閣僚会議での対応方針についても、当委員会に関係するものは適切な対応となるよう努める。

# 原子力災害対策充実に向けた考え方

～福島の教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える～

平成 28 年 3 月 11 日

原子力関係閣僚会議決定

# 原子力災害対策充実に向けた考え方

平成 28 年 3 月 11 日  
原子力関係閣僚会議決定

原子力利用に「絶対安全」はない。「安全神話」と決別し、世界最高水準の安全性を不斷に追求する。これが、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「東電福島第一原発事故」という。）を経験した我が国の原子力政策の出発点である。東電福島第一原発事故の教訓を踏まえて、政府は、①いかに過酷事故を未然に防止するか（シビアアクシデントの防止）、②過酷事故が発生した場合にいかに対処するか（シビアアクシデント対策の規制要求化）、そして、③住民被害を最小限に抑えるためにいかに効果的な対策を講じるか（原子力災害対策の充実）という 3 つの課題に取り組んできた。

## 【1. シビアアクシデントの防止】

東電福島第一原発事故では、地震や津波により複数の機器・系統が同時に安全機能を喪失し、炉心溶融等の過酷事故（以下「シビアアクシデント」という。）が発生してしまった。

東電福島第一原発事故の教訓を踏まえ、独立した原子力規制委員会は、共通要因による安全機能の複数喪失などによるシビアアクシデントを防止するため、地震、津波など大規模な自然災害への対応強化、火災・内部溢水・停電などへの耐久力向上など、規制要求を大幅に強化した新規制基準を策定した。

## 【2. シビアアクシデント対策の規制要求化】

東電福島第一原発事故以前は、設計上の想定を超えるシビアアクシデントが起きても、炉心損傷や格納容器破損を防止する対策は規制対象となっておらず、事業者による自主的な対応に委ねられていた。東電福島第一原発事故では、事業者の自主的な対策が十分に機能せず、シビアアクシデントの進展を止められなかった。

東電福島第一原発事故の教訓を踏まえ、シビアアクシデント対策について、新たに規制の対象とし、炉心損傷防止、格納容器破損防止等の対策を求ることとした。また、ハード面の対策に加え、それらの安全対策を実施する際の手順などソフト面の対策についても厳しく審査し、その実効性については、実践的な訓練の中で確認することにした。

原子力規制委員会が策定した新規制基準においては、格納容器破損防止対策の有効性評価の基準として、セシウム 137 の放出量を 100 テラベクレル（福島第一原発事故の放出量の約 100 分の 1）を下回ることを求めている。

### 【3. 原子力災害対策の充実】

東電福島第一原発事故以前は、避難計画の策定等の事前対策を講じておくための原子力災害対策重点区域の範囲について、我が国においては原子力発電所から概ね8～10km圏とされており、大量の放射性物質が広範囲にわたり放出される事態を想定していなかった。その結果、住民が実際に避難する事態に直面した際、入院患者など要配慮者の避難に対する備えの不足、放射性物質の放出後の避難等の判断のための基準の未設定、安定ヨウ素剤の服用に関する指示の混乱など様々な課題が明らかになった。

東電福島第一原発事故後、この教訓及びIAEAの国際基準を踏まえ、原子力災害対策については、災害対策基本法に基づく防災基本計画を大幅に修正するとともに、放射線防護の考え方など専門的事項について示すため、原子力規制委員会が、新たに原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策指針を策定した。同指針では、原子力災害対策重点区域をIAEAの国際基準の最大である30km圏(UPZ)に広げ、特に予防的防護措置を準備する区域である5km圏(PAZ)においては、放射性物質の放出前に予防的に避難を実施することにした。同時に、要配慮者については、避難により健康リスクが高まることも考慮し、一定期間避難せず、放射線防護対策を講じた施設に退避することも選択肢に入れた計画を策定することを求めている。さらに、放射性ヨウ素からの内部被ばくを防ぐ安定ヨウ素剤についても、事前配布や緊急時の配布体制の整備を行うことなどを求めている。こうした指針に基づく対応の実施のため、政府は、各地域に設置した地域原子力防災協議会において、自治体が策定する地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に向けた取組を、関係自治体と一体となって進めている。

こうした①シビアアクシデントの防止、②シビアアクシデント対策の規制要求化、③原子力災害対策の充実の取組を整える中で、政府は、原子力規制委員会によって新規制基準に適合すると認められた原子力発電所のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めている。

再稼働を進める中で明らかになったことは、地元住民は、安全対策やシビアアクシデント対策はもとより、事故時の避難に直結する原子力災害対策の具体化・充実化に対して大きな関心を寄せている点である。全国知事会も、こうした地元の声を反映して、昨年7月29日、原子力災害対策の実効性向上へ向けた提言を決定している<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 平成28年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望（災害・国民保護関係）  
原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言

政府が、こうした地域の声に耳を傾け、その要請に対して真摯に向き合い、真正面から取り組むことは、原子力の社会的信頼を高めるためには極めて重要である。このため、原子力社会政策の一環として、全国知事会の提言に対する対応方針を、下記のとおり決定する。

「I 重点項目への対応方針」は、原子力災害対策の充実へ向けて、特に重要なと考えられる点について、政府の考え方を明らかにし、対応方針を示すものである。「II 全国知事会の提言項目への対応方針」は、原子力防災対策に関する全国知事会の提言の全項目に対して、政府が今後どう具体的に対応するかを示したものである。

これらを踏まえ、政府は、平成 28 年度内に防災基本計画、原子力災害対策マニュアルを修正又は改訂するとともに、自治体が、本「原子力災害対策充実に向けた考え方」を踏まえ、地域防災計画・避難計画の内容の更なる具体化・充実化へ向けて取組を進めることを、政府を挙げて支援していく。

また、原子力防災における自治体の役割の重要性に鑑み、原子力防災に関する施策の検討や予算要求に際しては、事前に、全国知事会等と意見交換をするなど、自治体の意見を十分に踏まえることとする。さらに、原子力災害対策の充実に向けた取組の中で、法改正でなければ対応できない課題が明らかになつた場合には、必要な法改正について検討を行う。

なお、原子力規制委員会においては、全国知事会の提言及び本「原子力災害対策充実に向けた考え方」を受け、専門的・技術的観点から議論を行い、その結果に基づき、必要な対応がなされることを期待したい。

## I 重点項目への対応方針

### 1 実効的な避難計画の策定に向けて

#### (1) 国と自治体の役割の明確化

##### 【全国知事会の提言の内容と問題意識】

- ・全国知事会から、「複合災害時における対策など住民の具体的な防護対策等が未だ不明確」であるという指摘がなされている。
- ・これは、自然災害を原因として原子力災害が発生した場合に、国から自治体に対して、例えば、原子力災害の観点から屋内退避指示が出ている中でも、自治体が、自然災害からの被災を防ぐために避難指示を出せるかどうかが不明確である、国と自治体の役割を実践的に明確化してほしいという問題意識である。

##### 【対応方針】

以下のとおり役割を明確にし、防災基本計画、原子力災害対策マニュアルを速やかに修正又は改訂する。

- 原子力災害が発生した場合には、国（原子力災害対策本部）は、原子力災害対策指針の考え方に基づき、原子力発電所事故の状況に応じて、避難等の対応について自治体に指示を行う。これを受け、自治体は、地域防災計画に基づき、地域の実情（避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況、気象情報等）を勘案して、具体的な避難経路、避難先とともに、住民に対して避難等の指示を行う。
- 国は、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合の対応について、自然災害に対応する緊急災害対策本部と原子力災害に対応する原子力災害対策本部が、合同会議において意思決定を行うなど、情報収集、意思決定、指示・調整を一元化することについて、平成27年7月に防災基本計画を修正している。こうした体制の下、両本部の連携を密にすることで、原子力災害の観点からの避難等の指示を行うに当たっても、余震等の災害に対して安全が確保された建物への避難等を指示するなど、自然災害からの被災を防ぐという観点から、矛盾した指示を出すことがないよう対処を行う。
- 一方で、仮に、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、自治体独自の判断で避難指示を行うことは可能である。

- したがって、国が、原子力発電所事故の状況に応じた指示を出した地域であっても、自治体が、自然災害の状況と地域の実情に応じて、住民の身体・生命を守るために必要な指示を行うことは妨げられないが、そのような事態に対する対応のためにも、国は、災害時には自治体と緊密な連携を行う。

## (2) 大気中放射性物質の拡散計算の活用

### 【全国知事会の提言の内容と問題意識】

- 全国知事会から、「実効性のある防護対策のために、緊急時モニタリングの実測値だけでなく、原子力発電所の状態や SPEEDI 等の放射性物質の大気中拡散予測に関する情報も活用し、住民の被ばくを避けるための具体的活用方法を明示すること」という提言がなされている。
- これは、自治体が、緊急時に国からの避難等の指示を受けた後、避難経路や避難先を定め、避難誘導の実施等を行うに当たり、放射性物質がどの方向に拡散するかといった情報を参考にしたいという問題意識である。

### 【対応方針】

以下のとおり大気中放射性物質の拡散計算の活用の在り方を明確にし、防災基本計画を速やかに修正する。

- 自治体は、事前対策として、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に当たり、地域の実情に応じて、大気中放射性物質の拡散計算を活用できる。国は、自治体の要請に応じて、専門的・技術的観点から支援する。
- 自治体は、地域の実情にあった大気中放射性物質の拡散計算を保有することができる。国は、自治体からの要請に応じて、財政的な支援を行う。
- 原子力事業者は、自治体から求めがあれば、原子力災害対策に必要な情報の一つとして、大気中放射性物質の拡散計算の情報を提供する。
- 原子力規制委員会は、専門的・技術的観点から、予測的手法を、避難の方位を示唆する等の緊急時の防護措置に活用しないとしている。国は、自治体が、原子力災害時において、住民に対して具体的な避難経路、避難先を指示する際や自ら実施する避難訓練において、原子力発電所事故の状況や地域の実情（避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況、気象情報等）など様々な情報に加え、自らの判断と責任により大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用することは妨げない。
- 国は、緊急時における情報提供の在り方について、地域の理解を十分得られるよう調整する。

### (3) 安定ヨウ素剤の配布について

#### 【全国知事会の提言の内容と問題意識】

- ・全国知事会から、「安定ヨウ素剤を事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、PAZ の内外に関わらず必要な支援を行うこと」や、「配布体制の整備に当たっては、説明を行う医師等の確保・育成や説明資料の作成等について、十分な支援を行うこと」といった提言がなされている。
- ・これは、PAZ の範囲に限らず、原子力災害時に配布が困難な地域には事前配布を行うべきであり、その事前配布に当たっては、自治体の負担が大きいため、国が積極的に支援すべきという問題意識である。

#### 【対応方針】

以下のとおり対応することとし、防災基本計画を速やかに修正する。

- UPZにおいても、PAZと同様に予防的な避難を行う可能性のある地域など、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自治体の判断で、平時に事前配布を行うことができる。国は、その事前配布を、財政的な措置も含め支援する。
- 地域の実情に応じた効率的な事前配布方法の検討に当たっては、自治体の意向を尊重することとし、地域原子力防災協議会において国と自治体が一体となって精査を行い、その結果を踏まえて国は上記の支援を行う。
- 通勤通学者などの原子力災害対策重点区域に住んでいる住民以外に対する安定ヨウ素剤の配布方法等については、地域原子力防災協議会における協議等を通じ、原子力災害時の配布手順等を整理する。
- 3歳未満児が服用可能な安定ヨウ素剤については、薬事承認申請が行われた後、速やかに審査を行う。

## 2. 事故収束及び被災者支援の充実に向けて

### 【全国知事会の提言の内容と問題意識】

- ・原子力事故が生じた場合に、原子力事業者が、原子力施設の応急対策（以下「事故収束活動」という。）や被災者支援活動に取り組むことは当然のことながら、東電福島第一原発事故の教訓を踏まえれば、緊急時には、実動組織を含む国・自治体、民間事業者等が協力して対処に当たることが必要不可欠である。
- ・こうした点を踏まえ、全国知事会から、「重大事故が起きた場合に備え、自衛隊などの実動組織の支援、指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、国の体制を明確にすること」や、「高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、法律に規定する被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償のあり方等に関連する法整備を図ること」などの提言がなされている。
- ・これは原子力災害時の実動組織を含む国・自治体、民間事業者の協力が、実効的になされなくてほしいという問題意識である。

### 【対応方針】

以下のとおり各組織の対応方針を明確にし、防災基本計画を速やかに修正する。

#### （1）実動組織の協力

- 原子力事故が起きて、災害になるような事態が生じた場合、国民の生命、身体や財産を守ることは、国の重大な責務であり、東電福島第一原発事故における実動組織による原子力災害対応への貢献の大きさに鑑み、国は、実動組織（警察機関、消防機関、海上保安部署、自衛隊）の参加も含めて、責任をもって対処していく。
- 実動組織は、不測の事態の場合、原子力災害対策本部・同現地対策本部の調整又は指示の下、必要に応じて、原子力事業者が実施する事故収束活動の支援活動（物資の運搬その他の支援活動）及び被災者支援活動（住民の避難支援その他の支援活動）を連携して行う。
- このため、原子力災害対策地域連絡会議、地域原子力防災協議会を通じて、地域の実情に応じたチームを編成し、平時から、原子力事業者と実動組織を含む国・自治体、民間事業者の間で、サイトの状況やシビアアクシデンツの際の事故収束活動、各主体の避難計画や地域の状況についての情報共有等を行う。

また、東電福島第一原発事故を踏まえれば、事故の進展が早いことも予想されるため、訓練を活用して、その実効性を検証する。これにより、事態

が発生した際の実効性を高める。

- その上で緊急時には、自治体とも連携しつつ、地域防災計画に応じて、現地で災害対応の実務を担う各実動組織の部隊の長のうち、あらかじめ定められた者が、事態の状況や各部隊の装備等を踏まえ、臨機応変に調整し、必要な対応を取ることとする。

## (2) 民間事業者、国・自治体職員の協力

- 自治体は、被災者支援活動への協力を要請する可能性がある民間事業者との間に、以下のような協力の内容に関する協定等を結ぶことが重要である。
  - －住民の避難支援：バス会社 等
  - －燃料・物資供給：石油会社 等
  - －道路補修等：建設会社 等
- 上記の協定等では、更なる実効性の向上のため、あらかじめ、以下のような項目を決めておくことが考えられる。
  - －要員の線量管理の方法
  - －業務に要する経費や損害に対する補償など、費用負担に関する事項
  - －防護に必要な資機材の整備や緊急時の配布等の手順
  - －業務を実施する要員の名簿の作成及び当該要員への研修の実施
- 国は、協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、自治体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行う。その際、ICRP勧告の基準等を受けてこれまで締結された協定が前提とした目安を参考にして被ばく線量の管理の目安を設定した上で、その範囲内での要員の線量管理の方法や防護に必要な資機材の整備等について、考え方を明示する。  
併せて、緊急時の対応において、当該目安を超えることが見込まれる場合の対応についても、別途課題を整理し、必要な対応をとる。また、業務に要する経費等の費用負担に関する事項については、原子力損害賠償法その他の関係法令が適用される場合の一般的な整理を示す。
- 原子力災害時には、国や自治体の職員が、原子力発電所敷地内や原子力災害対策重点区域において被災者支援活動に当たることとなる。国や自治体の職員がこうした活動を準備し、円滑に実施するためには、特殊勤務手当などの条件が予見できることが重要である。
- このため、国家公務員の原子力災害時の特殊勤務手当について、人事院において、あらかじめ定めることができる事項については早急に定め、原子力災害の状況等に応じて定めるべき事項については災害発生後速やかに定めることとしている。

また、地方自治体の求めに応じ、現行の手当の考え方等について、必要な

情報提供を行う。これにより、地方自治体に対しても、それぞれの条例において同様の手当を定めることを促進する。

### (3) 原子力事業者の責務と具体的な対応

- 原子力事業者は、原子力事故が生じた場合に、原子力災害の拡大の防止、さらには原子力災害からの復旧のため、必要な措置を講ずる責務を有している。

東電福島第一原発事故の教訓から、原子力事業者は、事故収束活動に責任をもって取り組むことはもとより、住民避難などの被災者支援活動や被災者への賠償などに、誠意をもって対応する必要がある。その際、原子力事業者は、原子力事故に関する正確かつ適時の情報提供が、被災者支援活動ではもちろんのこと、原子力及び原子力事業者に対する社会からの信頼を得ていく上で極めて重要であることを肝に銘じる必要がある。

- 事故収束活動について、原子力事業者は、事故収束活動に必要な人員体制を常に整備する。平時から「緊急時対応チーム」を組成し、必要な装備・資機材を整備する。人員・装備・資機材については、これらを十分に確保しなければ、実効性が担保できないことから、対象プラントに応じた必要数を確保する。

原子力事業者自らによる日常的な訓練の実施に加え、事故収束活動の支援活動について、実動組織を含む国・自治体、民間事業者との相互の訓練参加等を通じて、連携協力体制の構築に努める。

加えて、更なる事故収束活動の充実のため、原子力事業者間相互の協力体制を強化し、その一環として、原子力事業者間の協力により組成した「原子力緊急事態支援組織」（原子力レスキューチーム（仮））の充実を行う。

- 住民避難等に関する支援については、各地の地域原子力防災協議会での協議を通じて、地域の実情に応じた原子力事業者による協力内容を決定し、その内容については、関係自治体の地域防災計画や電力事業者の事業者防災業務計画に記載することとしている。

その上で、住民避難等に関する支援を含む被災者支援活動について、原子力事業者は、平時から「被災者支援活動チーム」を組成し、対象プラントに応じた必要な装備・資機材を整備する。

また、原子力事業者は、自治体が実施する訓練への参加等を通じ、自治体等との連携協力体制を構築する。さらに、被災者への賠償や、原子力災害への対応に協力した民間事業者に対する補償等、原子力災害からの復旧・復興段階においても、原子力事業者はその役割を果たす。原子力事業者は、これらの被災者支援活動について、個社又は相互に連携して「原子力災害対策プラン（仮称）」をとりまとめるとともに、原子力事業者全体で被災

者支援活動に取り組むための連携体制を整備する。

- 以上のように、国は、原子力事業者が、事故収束活動及び被災者支援活動に、真摯に取り組む姿勢を示すことによって、立地自治体等関係者をはじめ、国民や社会からの信頼の向上に繋げていくことを求める。

## II 全国知事会の提言項目への対応方針

### (1) 原子力防災対策全般に関する事項

No.	全国知事会の 提言内容のポイント*	考え方
1	複合災害時における対策など住民の具体的な防護対策等についての明確化。	<p>○複合災害時の体制整備、避難指示の考え方について明確化  <b>&lt;防災基本計画、原子力災害対策マニュアルの修正又は改訂&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害が発生した場合には、国（原子力災害対策本部）は、原子力災害対策指針の考え方に基づき、原子力発電所事故の状況に応じて、避難等の対応について自治体に指示を行う。これを受け、自治体は、地域防災計画に基づき、地域の実情（避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況、気象情報等）を勘案して、具体的な避難経路、避難先とともに、住民に対して避難等の指示を行う。</li> <li>・国は、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合の対応について、自然災害に対応する緊急災害対策本部と原子力災害に対応する原子力災害対策本部が、合同会議において意思決定を行うなど、情報収集、意思決定、指示・調整を一元化することについて、平成27年7月に防災基本計画を修正している。こうした体制の下、両本部の連携を密にすることで、原子力災害の観点からの避難等の指示を行うに当たっても、余震等の災害に対して安全が確保された建物への避難等を指示するなど、自然災害からの被災を防ぐという観点からも、矛盾した指示を出すことがないよう対処を行う。</li> <li>・一方で、仮に、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、自治体独自の判断で避難指示を行うことは可能である。</li> <li>・以上のとおり役割を明確化し、防災基本計画、原子力災害対策マニュアルを速やかに修正又は改訂する。</li> </ul>
2	高線量下における地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、法律に規定する被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償のあり方等に関連する制度の整備を図ること。	<p>○自治体と民間事業者との協定内容に係る基本的事項を明示  <b>&lt;マニュアル等においてあらかじめ明示&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体は、被災者支援活動への協力を要請する可能性がある民間事業者との間に、以下のような協力の内容に関する協定等を結ぶことが重要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－住民の避難支援：バス会社 等</li> <li>－燃料・物資供給：石油会社 等</li> <li>－道路補修等：建設会社 等</li> </ul> </li> <li>・このような原子力災害時における民間事業者による応急対策については、労働安全衛生法令の「放射線業務」に該当しないため、退避義務など電離放射線障害防止規則の適用はないが、民間事業者の安全・安心のため、あらかじめ、放射線防護に関する措置等を協定で決めておくことが望ましい。</li> <li>・上記の協定等では、更なる実効性の向上のため、放射線防護に関する措置も含め、あらかじめ、以下のような項目を決め</li> </ul>

	<p>ておくことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要員の線量管理の方法</li> <li>・業務に要する経費や損害に対する補償など、費用負担に関する事項</li> <li>・防護に必要な資機材の整備や緊急時の配布等の手順</li> <li>・業務を実施する要員の名簿の作成及び当該要員への研修の実施</li> <li>・国は、協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、自治体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行う。その際、ICRP勧告の基準等を受けてこれまで締結された協定が前提とした目安を参考にして被ばく線量の管理の目安を設定した上で、その範囲内での要員の線量管理の方法や防護に必要な資機材の整備等について、考え方を明示する。併せて、緊急時の対応において、当該目安を超えることが見込まれる場合の対応についても、別途課題を整理し、必要な対応をとる。また、業務に要する経費等の費用負担に関する事項については、原子力損害賠償法その他の関係法令が適用される場合の一般的な整理を示す。</li> </ul>
3	<p><b>○自治体と民間事業者との協定締結の支援</b></p> <p><b>&lt;防災基本計画の改定、避難計画の充実化支援&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体と民間事業者との協定等の締結に関し、自治体からの要請に応じて、国は、その締結へ向けた取組を支援する。具体的には、全国規模の関係団体への要請や、職員の現地派遣などを行う。</li> <li>・こうした国の方針について明確に示すため、防災基本計画を修正する。</li> </ul> <p><b>○国家公務員の原子力災害時における特殊勤務手当の整備</b></p> <p><b>&lt;人事院規則の改定&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害時には、国や自治体の職員が、原子力発電所敷地内や原子力災害対策重点区域において被災者支援活動に当たることとなる。国や自治体の職員がこうした活動を準備し、円滑に実施するためには、特殊勤務手当などの条件が予見できることが重要である。</li> <li>・このため、国家公務員の原子力災害時の特殊勤務手当について、人事院において、あらかじめ定めることができる事項については早急に定め、原子力災害の状況等に応じて定めるべき事項については災害発生後速やかに定めることとしている。</li> <li>・また、地方自治体の求めに応じ、現行の手当の考え方等について、必要な情報提供を行う。これにより、地方自治体に対しても、それぞれの条例において同様の手当を定めることを促進する。</li> </ul> <p><b>○平時からの実動部隊の体制の明確化</b></p> <p><b>&lt;防災基本計画の修正、避難計画の充実化支援&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事故が起きて、災害になるような事態が生じた場合、国民の生命、身体や財産を守ることは、国の重大な責務であり、東電福島第一原発事故における実動組織による原子</li> </ul>

		<p>力災害対応への貢献の大きさに鑑み、国は、実動組織（警察機関、消防機関、海上保安部署、自衛隊）の参加も含めて、責任をもって対処していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実動組織は、不測の事態の場合、原子力災害対策本部・同現地対策本部の調整又は指示の下、必要に応じて、原子力事業者が実施する事故収束活動の支援活動（物資の運搬その他の支援活動）及び被災者支援活動（住民の避難支援その他の支援活動）を連携して行う。</li> <li>・このため、原子力災害対策地域連絡会議、地域原子力防災協議会を通じて、地域の実情に応じたチームを編成し、平時から、原子力事業者と実動組織を含む国・自治体、民間事業者の間で、サイトの状況やシビアアクシデントの際の事故収束活動、各主体の避難計画や地域の状況についての情報共有等を行う。また、東電福島第一原発事故を踏まえれば、事故の進展が早いことも予想されるため、訓練を活用して、その実効性を検証する。これにより、事態が発生した際の実効性を高める。</li> <li>・その上で緊急時には、自治体とも連携しつつ、地域防災計画に応じて、現地で災害対応の実務を担う各実動組織の部隊の長のうち、あらかじめ定められた者が、事態の状況や各部隊の装備等を踏まえ、臨機応変に調整し、必要な対応を取ることとする。</li> <li>・上記のとおり各組織の対応方針を明確化し、防災基本計画を速やかに修正する。</li> </ul>
4	原子力防災に関する定期的な意見交換の機会を設け、関係自治体の意見を適切に国の制度に反映していくこと。	<p>○全国知事会との定期的な意見交換の機会を創設 　　&lt;避難計画の充実化支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国と全国知事会との意見交換を定期的に行う。</li> </ul>
5	U P Z外における防護対策の実施方法について、事前の対策も含め、指針に明記すること。	<p>○U P Z外における原子力防災体制の整備の支援 　　&lt;避難計画の充実化支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・U P Z外では、原子力災害対策指針に基づき、施設の状況に応じて追加的に屋内退避することとなる。放射性物質の放出後の一時移転等のためのU P Z外におけるモニタリングについては、国が主体的に実施する。</li> <li>・その上で、U P Z外の自治体に対し、必要な連絡体制を整えていく。</li> </ul>
6	実用発電用原子炉以外の原子力施設に係る緊急事態区分及び原子力災害対策重点区域の範囲など未策定の事項について速やかに指針を策定すること。	<p>○原子力規制委員会における着実な検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会において、着実に検討を進めていく。</li> </ul>
7	防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制を、法的な位置づけも含め早急に検討すること。	<p>○自治体と国、事業者等との連携協力体制の強化 　　&lt;避難計画の充実化支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年3月、災害対策基本法に基づく防災基本計画に、国、自治体、事業者等が参加する「地域原子力防災協議会」を位置づけた。地域原子力防災協議会を活用し、引き続き、緊密な連携協力体制を構築する。</li> </ul>
8	原子力防災対策に要する経費について、U P Z外も含め、確実に財源措置を行うこと。	<p>○必要な防護対策に対する必要な財源措置 　　&lt;避難計画の充実化支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に必要な事項に</li> </ul>

	については、財政的な支援を適切に行っていく方針である。 U P Z外については、避難住民を受け入れる自治体に対し、 避難元の自治体を経由して緊急時安全対策交付金等を交付 できる仕組みを構築している。
--	--

※以下の二つの提言の原子力防災対策に係る事項のポイントを整理したもの。

- ・平成28年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望（災害・国民保護関係）【平成27年7月29日 全国知事会】
- ・原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言【平成27年7月全国知事会】

## (2) 避難に関する事項

No.	全国知事会の 提言内容のポイント*	考え方
9	<p>O I Lに基づく避難範囲の特定方法等を含む各種防災関係マニュアルを作成すること。</p> <p>放射線の実測値だけでなく、原発の状態やS P E E D I 等の放射性物質の大気中拡散予測に関する情報も活用して避難指示する方法を明示すること。</p>	<p>○避難指示のあり方、自治体と国の役割分担について明確化  <b>&lt;避難計画の充実化支援&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・O I Lに基づく避難範囲の特定については、原子力規制委員会が、原子力災害対策指針に基づいて実施する。各種防災関係のマニュアルについては、これまでに、避難退域時検査マニュアルや安定ヨウ素剤の配布に当たってのマニュアル等を策定しているが、それぞれ必要に応じて見直すとともに、新たに必要になったものについては、順次策定していくこととする。</li> <li>・原子力災害時のU P Z避難に当たっては、放射線の実測値だけでなく、原子力施設の状態等の情報も活用して、避難指示を行う。</li> </ul> <p>○大気中放射性物質の拡散計算の活用  <b>&lt;避難計画の充実化支援&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体は、事前対策として、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に当たり、地域の実情に応じて、大気中放射性物質の拡散計算を活用できる。国は、自治体の要請に応じて、専門的・技術的観点から支援する。</li> <li>・自治体は、地域の実情にあった大気中放射性物質の拡散計算を保有することができる。国は、自治体からの要請に応じて、財政的な支援を行う。</li> <li>・原子力事業者は、自治体から求めがあれば、原子力災害対策に必要な情報の一つとして、大気中放射性物質の拡散計算の情報を提供する。</li> <li>・原子力規制委員会は、専門的・技術的観点から、予測的手法を、避難の方位を示唆する等の緊急時の防護措置に活用しないとしている。国は、自治体が、原子力災害時において、住民に対して具体的な避難経路、避難先を指示する際や自ら実施する避難訓練に、原子力発電所事故の状況や地域の実情（避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況、気象情報等）など様々な情報に加え、自らの判断と責任により大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用することは妨げない。</li> <li>・国は、緊急時における情報提供の在り方について、地域の理解を十分得られるよう調整する。</li> </ul>
10	避難指示に関する情報等を公表・伝達し、避難や屋内退避等に有効活用できる具体的な仕組みの構築等	<p>○避難や屋内退避等の避難指示に係る情報伝達  <b>&lt;避難計画の充実化支援&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策本部から道府県や市町村の災害対策本部も含めた各拠点間に対する避難や屋内退避等の指示について、従来の電話やFAXに加え、より迅速に情報共有を行うための新たな情報システムの構築等について、内閣府と原子力規制庁による共同作業チームを設置し、検討を開始した。</li> </ul>
11	避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できる支援体制を確立すること。具体的には、	<p>○避難行動要支援者のきめ細やかな避難計画の策定支援  <b>&lt;避難計画の充実化支援&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院や社会福祉施設等の要支援者や、在宅の要支援者につ</li> </ul>

	<p>一 避難に必要な車両、資機材、医療従事者等の確保</p> <p>一 避難先の病院等の確保に係るマニュアル整備</p> <p>一 自衛隊等による迅速な搬送体制の整備 等</p>	<p>いて、必要な避難車両（ストレッチャー仕様、車椅子仕様等）の確保策について支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難車両が必要台数に満たないような場合には、国及び自治体から、原子力事業者に対し避難車両の確保を要請する。</li> <li>・また、不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合には、国及び自治体から、実動組織に支援を要請する。</li> <li>・このような避難計画の具体化・充実化について、国は自治体を支援する。</li> </ul>
12	<p>一時待避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策等に関する、政府一丸となった対応。</p> <p>資機材の整備及び物資の備蓄も含めた予算措置。</p>	<p>○避難計画に基づく施設の整備に対する必要な支援の充実 ＜避難計画の充実化支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体が地域防災計画・避難計画において、放射線防護対策が必要な屋内避難施設等として位置付け、又は位置付ける予定としている施設に対しては、内閣府は、物資の備蓄等も含め、その整備に必要な予算措置を行う。</li> </ul>
13	<p>広域避難を円滑に実施するための避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保に関することについて、国が主体的に取り組むこと。避難に係るインフラ（湾口等も含め）の整備や維持管理に主体的に取り組むこと。</p> <p>冬季に原子力災害が発生した場合の避難道路の除雪や安全確保について、関係省庁の連携の下、具体的な対策を確立すること。</p>	<p>○避難計画の充実化、実効性向上のための地域原子力防災協議会の積極的な活用 ＜避難計画の充実化支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域原子力防災協議会の場を活用しながら、国と関係自治体が一体となって、広域避難に係る避難先の確保、除雪等の対策について、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を行う。</li> <li>・また、必要な避難経路の整備については、地域原子力防災協議会での議論を踏まえて、具体的な検討を行う。</li> </ul>
14	避難先となる地方公共団体及び住民に対する、放射線等に関する知識の普及啓発。	<p>○避難住民の受け入れ自治体に対する支援の充実 ＜避難計画の充実化支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民を受け入れる自治体に対しては、普及啓発に係る事業を含め、避難元の自治体を経由して緊急時安全対策交付金等を交付できる仕組みを構築している。</li> </ul>
15	都道府県を超えるような広域的なU P Z圏内外の原子力防災訓練について、国が先頭に立ち、事業者、関係自治体及び住民と連携しつつ、実践的に実施すること。	<p>○広域的な避難訓練の実施に対する国の積極的な関与 ＜避難計画の充実化支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対応が取りまとめられている地域において、県境をまたぐような広域避難が必要となる場合においては、地域原子力防災協議会を活用し、広域的な訓練を実施する。</li> </ul>

※以下の二つの提言の原子力防災対策に係る事項のポイントを整理したもの。

- ・平成28年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望（災害・国民保護関係）【平成27年7月29日 全国知事会】
- ・原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言【平成27年7月全国知事会】

### (3) 被ばく医療・モニタリング等に関する事項

No.	全国知事会の 提言内容のポイント*	考え方
16	<b>安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、</b> 一配布体制の支援 一副作用等に対する補償制度、相談窓口の創設 一乳幼児用のヨウ素剤の開発 一UPZ内外問わない支援 等	<p>○安定ヨウ素剤の配布について</p> <p style="text-align: right;">&lt;方針明確化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ UPZにおいても、PAZと同様に予防的な避難を行う可能性のある地域など、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自治体の判断で、平時に事前配布を行うことができる。国は、その事前配布を、財政的な措置も含め支援する。</li> <li>・ 地域の実情に応じた効率的な事前配布方法の検討に当たっては、自治体の意向を尊重することとし、地域原子力防災協議会において国が自治体と一体となって精査を行い、その結果を踏まえて国は上記の支援を行う。</li> <li>・ 通勤通学者などの原子力災害対策重点区域に住んでいる住民以外に対する安定ヨウ素剤の配布方法等については、地域原子力防災協議会における協議等を通じ、原子力災害時の配布手順等を整理する。</li> <li>・ 3歳未満児が服用可能な安定ヨウ素剤については、薬事承認申請が行われた後、速やかに審査を行う。</li> </ul>
17	・緊急時モニタリング体制について、UPZ外も含め、整備を行うこと、結果については、国が責任を持って速やかに公表すること 等	<p>○確実なモニタリング体制の整備</p> <p style="text-align: right;">&lt;計画・訓練等の充実&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリングポストについては、あらかじめ蓄電池が装備されているもの等地震に対応できるものを整備しておくことを基本とし、国は予算措置を行う。</li> <li>・ モニタリングポストが想定外の事象により使えなくなった場合に備え、自治体が保有する可搬型モニタリングポストのみならず、国が保有する資機材を活用したモニタリングのデータについて、情報提供できる手段を整理しておく。</li> </ul>
18	・原子力災害時の医療体制の整備を進めること。 一避難退域時検査及び簡易除染の実施方法について、マニュアルを整備するとともに、資機材や要員確保に関する支援を強化すること 一原子力災害時の医療に関する人材育成を進めること	<p>○具体的なスクリーニングの体制整備に対する積極的支援</p> <p style="text-align: right;">&lt;避難計画の充実化支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難退域時検査等の実施場所については、原子力規制庁のマニュアルに沿って、あらかじめ複数箇所を選定しておく。その際、国は現地へ派遣する職員を通じて、実施場所の地点を含む市町村との調整を支援する。</li> <li>・ 資機材については緊急時安全対策交付金を活用して整備をする。不足する分については、各地域の地域原子力防災協議会の協議を通じて、国と自治体が連携して、地域の実情に応じて原子力事業者に整備を要請する。その際、資機材、除染で発生した汚泥、除染できなかった個人の車両や携行品の置場についても、原子力事業者が積極的に協力するよう要請する。</li> <li>・ 人員については、関係道府県や周辺市町村の職員に加え、電気事業連合会の協力要員（300名）や原子力事業者の要員、日本原子力研究開発機構（JAEA）の職員等によって対応する計画を策定する。</li> </ul>
19	原子力施設において事故が発生した後の住民の健康管理について、統一的な基準に基づく原子力災害に係る健康管理対応マニュアルを早急に作成すること。	<p>○公衆の被ばく線量の把握体制の整備</p> <p style="text-align: right;">&lt;避難計画の充実化支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国は、原子力災害発生後の公衆の被ばくの健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時における公衆の被ばく線量の把握を行うための措置を進めることとしている。また、国は、地方公共団体が健康調査・健康相談を適切に行</li> </ul>

	う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため、ホールボディカウンタ、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保等を行うこととしている。
--	--

※以下の二つの提言の原子力防災対策に係る事項のポイントを整理したもの。

- ・平成 28 年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望（災害・国民保護関係）【平成 27 年 7 月 29 日 全国知事会】
- ・原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言【平成 27 年 7 月全国知事会】

原子力関係閣僚会議の開催について

〔 平成25年12月13日  
閣 議 口 頭 了 解 〕

1. 責任あるエネルギー政策の構築を図るため、特に、原子力政策に関する重要事項に関し、関係行政機関の緊密な連携の下、これを総合的に検討することを目的として、原子力関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び内閣官房長官とする。  
会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

## 原子力関係閣僚会議（第4回）出席者

菅内閣官房長官  
高市総務大臣  
馳文部科学大臣  
林経済産業大臣  
石井国土交通大臣  
中谷防衛大臣  
河野内閣府特命担当大臣（防災）／国家公安委員長  
島尻内閣府特命担当大臣（科学技術政策）  
丸川環境大臣／内閣府特命担当大臣（原子力防災）  
木原外務副大臣  
竹内厚生労働副大臣  
萩生田内閣官房副長官  
世耕内閣官房副長官  
杉田内閣官房副長官  
長谷川内閣総理大臣補佐官  
岡原子力委員会委員長  
古谷内閣官房副長官補  
平田内閣官房参与  
山田京都府知事（全国知事会長）  
泉田新潟県知事（全国知事会危機管理・防災特別委員長）  
平井内閣府政策統括官（原子力防災）  
日下部資源エネルギー庁長官

## 原子力災害発生時の防護措置の考え方(案)

平成28年3月16日  
原子力規制委員会

### 1. 基本的な考え方

- 原子力災害発生時における防護措置の基本的な考え方は、重篤な確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つことである。
- このためには、放射性物質の吸入による内部被ばくをできる限り低く抑えることが重要である。施設の近くでは、プルームや沈着核種からの高線量の外部被ばくも避けなければならない。
- 一方で、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓から、避難行動には、それによって避けられる放射線影響と比較しても無視できない健康影響を、特に高齢者や傷病者等の要配慮者にもたらす可能性が高い。また、避難渋滞やパニックに伴う事故等も考えると、避難行動には常に危険が伴うことを認識すべきである。
- PAZ 圏内のような施設の近くの住民は、プルームによる内部被ばくだけではなく、プルームや沈着核種からの高線量の外部被ばくを含めた影響を避けるため、放射性物質が放出される前から予防的に避難することを基本として考えるべきである。ただし、この場合であっても、避難行動に伴う健康影響を勘案して、特に高齢者や傷病者等の要配慮者については、近傍の遮へい効果や気密性が高いコンクリート建屋の中で屋内退避を行うことが有効である。  
一方で、比較的施設から距離の離れた UPZ 圏内においては、吸入による内部被ばくのリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるためにも、まずは屋内退避をとることを基本とすべきである。
- 屋内退避により、吸入による内部被ばくを、木造家屋においては四分の一程度、気密性の高いコンクリート建屋のような施設においては二十分の一程度に抑えることができる。

## 2. 予測に基づき方向を示唆して避難することの弊害

- 原子力災害発生時において、プルームの放出時期を事前に予測することは不可能である。  
事前に推定した放出源情報による場合であれ、単位量放出を仮定した場合であれ、そこから得られた拡散計算の結果に信頼性はない。
- 原子力災害発生時に、予測に基づいて特定のプルームの方向を示すことは、かえって避難行動を混乱させ、被ばくの危険性を増大させることとなる。  
さらに、避難行動中に、避難先や避難経路を状況の変化に応じて変えるということは不可能であり、避難自体を非常に困難なものにする。
- したがって、放射性物質の放出前の避難については、同心円的に事前に決められた方法で行うべきである。